

H20. 9. 26 原案可決

食の安全と安心に関する意見書

汚染米の不正転売により、残留農薬や毒性カビで汚染された輸入「事故米」が全国に流通し、深刻な問題となっている。県内では、学校、病院、福祉施設の給食にも使われたことが明らかとなり、米穀店から購入したもち米にも混入されていた。コメの流通過程では、ペーパーカンパニーを含む多くの仲介業者があり、「汚染米」の問題は底知れない広がりを見せている。

不正に転売した一部業者の責任は明らかだが、「非食用」を建前に食品加工業者に流通させた農林水産省の責任はきわめて重大である。

再発防止のためには、「事故米」を国内には流通させない対策が求められる。また規制緩和により、コメの売買業者を登録制から届出制に変えたことで、今回明らかになったような複雑な流通経路がつけられ、悪質業者が参入する事態がおきたことを重大に受け止め、政府の管理責任を強化して、食の安全に責任を果たす体制を築くことが緊急の課題となっている。

よって、国においては、早急に事態の真相解明と安全確保、再発防止対策をとられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日

和歌山県議会議長 大沢 広太郎

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

經濟産業大臣
厚生労働大臣